

平成27年8月1日

株式会社生活総合サービス行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、生活総合サービスでは、社員が介護・子育てしながら仕事を両立させられる、働きやすい職場環境を作りを目指して「一般事業主行動計画」を策定しています。

1. 計画期間：平成27年8月1日～平成32年7月31日までの5年間

2. 内容：下記目標1～4

目標1：平成27年12月までに子の看護休暇を、半日取得できるようにする。また、制度の見直しをすることで、より利用しやすく整える。

<対策>

- 平成27年 9月 制度の詳細について検討する
- 平成27年10月 新しい子の看護休暇制度の導入、社員への周知

目標2：産休、育児休業や子育て支援制度に関する情報を掲載したパンフレットの作成、社内イントラネットへ掲載をすることで、安心して育児と仕事を両立できる環境をつくる。

<対策>

- 平成27年10月～ 掲載内容を社員へヒヤリング、情報収集
- 平成28年 8月～9月 パンフレットの作成、社内イントラネットの整備・掲載

目標3：計画期間内に、1名以上の男性社員が育児休業を取得する。

<対策>

- 平成27年10月 制度の整備のために男性社員にヒヤリング実施
- 平成27年11月～12月 男性が育児に取組みやすくなるような啓発活動計画を策定
- 平成28年 9月～10月 男性が育児に取組みやすくする為、啓発活動を行う（社内イントラネット、社内報等）

目標4：総務部内に、介護について相談できる窓口を設置する。

<対策>

- 平成28年2月 総務部にて介護についての情報収集
- 平成28年7月～8月 相談窓口設置の社内周知